

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

第2期計画（令和3年4月～令和8年3月）

令和3年3月

芳賀地区広域行政事務組合

事務局 総務課

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画
～すべての女性が輝く社会づくりへ向けて～

令和3年3月31日

芳賀地区広域行政事務組合長
芳賀地区広域行政事務組合消防長
芳賀地区広域行政事務組合議会議長
芳賀地区広域行政事務組合代表監査委員

芳賀地区広域行政事務組合における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、芳賀地区広域行政事務組合長、芳賀地区広域行政事務組合消防長、芳賀地区広域行政事務組合議会議長、芳賀地区広域行政事務組合代表監査員が策定する特定事業主行動計画である。

1、計画の期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2、女性の活躍推進に向けた体制整備等

芳賀地区広域行政事務組合では、組織全体で継続的に女性の活躍を推進するため、所属長等会議にて、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3、女性の活躍推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、組合長部局、消防長部局、議会事務局及び監査委員事務局において、それぞれの職員の職業生活における状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。第1期計画で取り上げた「男性の配偶者出産休暇取得率」の項目については、一定の成果が見られたが、第2期においても引き続き目標として掲げる。また、女性職員の採用についても、限られた採用枠の中ではあるが、できる限り取り組んでいく。

なお、議会事務局、監査委員事務局については、所属する職員数が少数であり、かつ組合長部局と人事管理を一体として行っているため、組合長部局に含めて目標を設定することとする。

(1) **組合長部局** (議会事務局、監査委員事務局を含む。)

①男性の配偶者出産休暇取得率について前回目標 80%以上を毎年維持する。

過去実績 (H28～R1)

- ・平成 28 年度 対象者なし
- ・平成 29 年度 0% (対象者 1 名中、取得者 0 名)
- ・平成 30 年度 対象者なし
- ・令和元年度 100% (対象者 1 名中、取得者 1 名)

②令和 7 年度までの女性職員数について、事務職は 4 名を維持する。

(令和 3 年 4 月 1 日現在事務職員見込み数、男性職員 15 名、女性職員 4 名)

(2) **消防長部局**

①男性の配偶者出産休暇取得率について前回目標 70%以上を毎年維持する。

過去実績 (H28～R1)

- ・平成 28 年度 33% (対象者 9 名中、取得者 3 名)
- ・平成 29 年度 53% (対象者 15 名中、取得者 8 名)
- ・平成 30 年度 100% (対象者 14 名中、取得者 14 名)
- ・令和元年度 100% (対象者 7 名中、取得者 7 名)

②令和 7 年度までに、女性職員を新たに 1 名採用することを目標とする。

(令和 3 年 4 月 1 日現在消防職員見込み数、男性職員 198 名、女性職員 2 名)

4、女性の活躍推進に向けた取り組み及び実施時期

3、で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

◎**組合長部局** (議会事務局、監査委員事務局を含む。)、及び**消防長部局【共通】**

- ① 職員に対し配偶者の出産に伴う特別休暇の利用に向けた通知を出し、制度の周知を徹底する。
- ② 幹部職員に対して、所属長等会議を通じて啓発を行う。
- ③ 1 年に 1 度達成状況の公表を行う。